

平成26年第2回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	村 上 次 郎	3 番	佐々木 弘 志
4 番	伊 東 温 子	5 番	鈴 木 敏 男
6 番	宮 崎 信 一	7 番	飯 尾 明 芳
8 番	佐々木 正 明	9 番	小 川 正 文
10 番	市 川 雄 次	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

2 番 竹 内 睦 夫

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 伊 東 秀 一 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 加 藤 潤

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齊 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	佐 藤 朗
健 康 推 進 課 長	鈴 木 令	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
雇 用 対 策 政 策 監 兼 商 工 課 長	佐 々 木 敏 春	産 業 建 設 部 管 理 課 長	竹 内 規 悦
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	社 会 教 育 課 長 (次 長 待 遇)	齋 藤 榮 八
仁 賀 保 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長	篠 原 光 義	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 庭 信 幸
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長 (局 長 待 遇)	森 孝 良		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成26年3月24日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第52号 財産の取得について
- 第2 議案第53号 にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議提第6号 市長に対する辞職勧告決議
- 第4 議提第1号 横山忠長市長に対する問責決議
- 第5 議案第2号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第3号 にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定について
- 第7 議案第4号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第8 議案第5号 にかほ市社会教育施設整備基金条例制定について
- 第9 議案第6号 にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 にかほ市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第11号 にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第12号 象潟ねむの丘条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第13号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第14号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第15号 にかほ市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について
- 第19 議案第16号 にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第17号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第18号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第22 議案第19号 市有財産の無償譲渡について
- 第23 議案第20号 市道路線の認定について
- 第24 議案第21号 市道路線の変更について
- 第25 議案第22号 平成25年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少について
- 第26 議案第23号 平成25年度にかほ市水道事業会計資本金の額の減少について
- 第27 議案第24号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第28 議案第25号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第29 議案第26号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第30 議案第28号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

- 第31 議案第29号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について
- 第32 議案第30号 平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第33 議案第31号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 第34 議案第32号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第35 議案第33号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第36 議案第34号 平成25年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第37 議案第35号 平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第38 議案第36号 平成26年度にかほ市一般会計予算について
- 第39 議案第37号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第40 議案第38号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第41 議案第39号 平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第42 議案第40号 平成26年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第43 議案第41号 平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第44 議案第42号 平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第45 議案第43号 平成26年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第46 議案第44号 平成26年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第47 議案第45号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第48 議案第46号 にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第49 議案第47号 にかほ市熱回収施設等建設工事請負契約の締結について
- 第50 議案第50号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について
- 第51 議案第51号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第52 陳情第 1号 特定秘密保護法案の廃止を求める意見書の提出を求める陳情
- 第53 陳情第 2号 特定秘密保護法の廃止を求める陳情
- 第54 陳情第 3号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情
- 第55 陳情第 4号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情
- 第56 陳情第 5号 手話言語法制定を求める意見書を提出する陳情書
- 第57 議提第 2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書
- 第58 議提第 3号 手話言語法（仮称）制定に関する意見書
- 第59 議提第 4号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書
- 第60 議提第 5号 にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第61 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午後1時12分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

2番竹内睦夫議員から欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、議案が追加提出されましたので、議事日程に追加しております。

これにより、本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（17番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） それでは、本日前午9時から議会運営委員会を開催し、追加議案等について協議した結果について報告をいたします。

本日、議案第52号財産の取得について、議案第53号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についての追加議案が2件提出されました。これにより、本日の議事日程の第1及び第2として日程事項としておりますので、よろしく願いいたします。

本日の議事については、初めに日程第1、議案第52号と日程第2、議案第53号について提案理由の説明を行い、その後に質疑を行います。

先ほど皆さんのお手元に本日の議事日程が配付、差し替えされましたので、その差し替えされたものに基づいて本日の議事日程とさせていただきます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、議案第52号財産の取得について及び日程第2、議案第53号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、本定例会に追加提案させていただいております2議案について、

その趣旨を申し上げます。

議案第52号財産の取得についてでございます。

財産の取得目的は、企業誘致を進めるため、黒川字岩瀉地内のむつみ工業株式会社の建物2棟を取得するもので、第2工場2,596.55平方メートル、附属工場340平方メートルを随意契約によって6,400万円で取得するため、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定でございます。

議案第52号で取得する工場を金浦臨海新産業支援センターとして新たに設置するため、関係条例の一部を改正するものであります。

この企業誘致では、本年度70名、平成27年度では平成26年度採用を含めた全体で120名から150名の新規採用を計画しているもので、雇用対策として大きな期待を寄せているものであります。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、議案第52号について補足説明いたします。

建物の取得価格につきましては、不動産鑑定士による鑑定価格でむつみ工業と協議し、第2工場を5,850万円で、附属工場を550万円で取得するもので、売買の仮契約を平成26年3月14日付で締結しております。

次に、議案第53号につきましては、補足説明はございません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 説明が終わりましたので、初めに議案第52号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第52号に対する質疑を終わります。

次に、議案第53号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第53号に対する質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号及び議案第53号については、会議規則第37条の規定により、委員会を託を省略して本会議において決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、この議案2件の討論・採決につきましては、議案第2号以降の議案と一括議題として行います。なお、その際は議案番号順に行います。

これから、一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午後1時19分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（16名）

1 番	村 上 次 郎	3 番	佐々木 弘 志
4 番	伊 東 温 子	5 番	鈴 木 敏 男
6 番	宮 崎 信 一	7 番	飯 尾 明 芳
8 番	佐々木 正 明	9 番	小 川 正 文
10 番	市 川 雄 次	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市		

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊 東 秀 一	班 長 兼 副 主 幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長	齋 藤 均
市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齊 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	佐 藤 朗
健 康 推 進 課 長	鈴 木 令	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
雇 用 対 策 政 策 監 兼 商 工 課 長	佐々木 敏 春	産 業 建 設 部 管 理 課 長	竹 内 規 悦
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	社 会 教 育 課 長 (次 長 待 遇)	齋 藤 榮 八
仁 賀 保 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長	篠 原 光 義	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 庭 信 幸
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長 (局 長 待 遇)	森 孝 良		

午後1時19分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務小委員長。

【総務小委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務小委員長（加藤照美君） それでは、去る3月11日、当一般会計予算特別総務小委員会に付託されました議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）及び議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項について審査が終わりましたので、その報告をいたします。

議案第50号、議案第36号、両議案とも全員の賛成で可決しております。

審査の内容について報告いたします。

最初に、議案第50号からです。

総務課関係では、コミュニティバスを一般の観光客が利用したいという問い合わせはあるのかについては、都会の方からコミュニティバスを利用したいという問い合わせは、ほんのわずかではありますが、あるという答弁でした。また、コミュニティバスの時刻表をホームページに出しているのであれば、沿線の見どころとか周遊バスの旅とか、そういうお客さんを呼び込む方法というのも考えてはどうかについては、今まで考えてもいなかったことなので検討してみたいという答弁でありました。

次に、企画情報課関係です。

にかほ市地域振興交付金について、事業実施できなかった地域についての質疑がありました。これについては、事業を実施できなかったのは平沢地域と象潟地域であり、どちらも自治会長などを中心に職員も加わり、打ち合わせを進めてきましたが、実現に至らなかったとのことでした。理由として、大きな地域であるため自治会長だけでは難しく、一緒に活動してくれる、いわゆるマンパワーが不足、その部分について苦慮したようであります。現在では具体的な事業案もマンパワーも見つかり、前向きに協議を進めている状況であるとの答弁をいただいております。

次に、税務課関係についてです。

今回の固定資産税の課税誤りの件でいろんな意見があったと思うが、については、今回の課税誤りについては、謝罪に伺った際にたくさんの不満の声をいただいているとのことでした。担当としてはお願いするしかない状況で、最大で追徴過去5年分ですが、5年分の追徴なら納付も5年間にすべき等の意見が多かったとの答弁です。今後は、法令の範囲内で納税猶予期間を設けたり、納税者にとつ

てなるべく納めやすい方法をとって対応していきたいとのことであります。

次に、防災課関係についてです。

ブロック塀撤去費補助金に該当する基準についての質疑がありました。答弁では、ブロック塀が公道に面していること、ブロック塀が1メートル以上であること、ひびの入りの状況、構造などを確認し、点数をつけ、該当の有無を判断するとのことでした。

次に、財政課関係であります。

土地売却収入の中で、市民から売ってほしいと言われたのか、また、将来的に市に必要な土地で売却できない場所等についての質疑がありました。答弁では、宅地で個人に売却している部分については全て市民の要望により売却するものであり、また、今回、ローソン進出の話があり、一部市有地もあったのですが、市としては景観に配慮しなければならないなどの判断により売却していないとのことであります。

次に、消防関係についてであります。

武道島1区の防火水槽設置についての質疑がありました。答弁では、1区に設置できなかったのは、水位そのものの計算よりも摩擦抵抗がないというような設計業者から申し出があり、工事を発注した業者が全部辞退したので中止になったとの答弁でありました。

また、非常備の消耗品の減額についての質疑がありました。これについては、補助金の事業だったんですが、そちらが減額されたので数を減らして減額しているとの答弁でありました。

次に、選挙管理委員会についてであります。

投票立会人の応募状況についての質疑がありました。答弁では、応募状況について、象潟地区が20人程度、仁賀保地区が50人前後、金浦地域が10名程度ということで、期日前投票の期間が長いような場合には公募しているようです。そしてまた、市の選挙など期間が短い場合は、公募はしないで前回やっていただいた方を頼むようにしているとのことでした。

次に、議案第36号です。平成26年度にかほ市一般会計予算に関する審査内容について報告いたします。

最初に、総務課関係についてであります。

コミュニティバスの購入車両についての質疑がありました。答弁では、小型バスとジャンボタクシーの2台になっており、ジャンボタクシーについてはドアが開いたときに自動で踏み台が出てくるタイプであり、小型バスについては車高自体が低いバスを考えていますので、ステップ等については必要はないのではというような答弁でした。

また、JR乗車券の販売料についての質疑がありました。上浜、小砂川駅については、印刷されている切符で裏が磁気になっていない通常の紙の切符であり、仁賀保、金浦については、機械の方から裏が磁気になっているタイプのものが設備として整っていますので、業務の取り扱い内容が違うため金額に差が生じているとの答弁でありました。

次に、企画情報課関係についてであります。

鳥海山ジオパーク実行委員会負担金について、にかほ市としての意気込みについてと、定住奨励金について対象除外されている方についての今後の対応についての質疑がありました。答弁では、

昨年の秋ごろからようやく他の市町村と足並みが揃ってきたところであり、平成26年度は確実に4市町の協議会を立ち上げることと、ジオパーク委員会に準加盟するための準備期間と捉え、実行委員会を設置するもので、市民の皆さんからも理解が得られるよう働きかけをしていきたいとのことでありました。定住奨励金の対象除外の事例に関しては、60歳以上については見直しを検討、結婚などによる転入についても検討に入っていきたいとの答弁でありました。

ふるさと納税について、金額にかかわらず同じものを謝礼として送っているのかについては、10万円以上の寄附した方へ謝礼として送っていますが、高額な寄附をされた方々が高額な謝礼を望んでいるとは考えていませんので、寄附者に対しては金額に関係なく同じものを送っているとの答弁でした。夏場は岩がきとアワビ、秋には新米を送っているとのことでした。

次に、財政課関係についてであります。

総務管理費の中の備品購入費の700万円については、市長車——市長の車です。市長車本体が440万円で、オプション、税金等を含めて見積もり額は約560万円、その他公用車として軽ワゴン車1台分であります。

次に、象潟庁舎LED照明設置工事についての質疑がありました。現在、1階から3階まで使用している蛍光灯は38ワットですが、LEDに替えますと12ワットになり、蛍光灯の耐用年数は8,000時間ですが、LEDは5万時間となり6.25倍の長寿命化となります。電気代については、蛍光灯で年間約76万9,000円ぐらいで、LEDの場合であれば年間約23万円ぐらいですので差額は約53万9,000円となり、10年前後で回収できると試算しているようであります。仁賀保庁舎につきましても実施したいと思っておりましたが、蛍光灯が長く、そのタイプのLEDはまだ開発されていないため、現段階では予算計上していないとのことでした。金浦庁舎につきましては、合併時に蛍光灯を明るいタイプに全て取り替えていますので、もう少し様子を見てから判断したいとの答弁でありました。

次に、防災課関係についてであります。

AEDの設置件数について、どこまで設置件数を増やす計画があるのか、また、防災会議ではどのような避難をする、どのような備蓄を用意するのかなど話し合われているのかについては、AEDの設置方針については、救急車が到着するまでの時間が10分以上かかる場所を対象とし、大きな施設や消防団の小屋などに設置しております。これ以上設置箇所を増やす計画はなく、今後はあるものを更新していく方針であるとのことでした。防災会議については、細かいところまでは話し合っておりませんが防災計画をどのように作成するかなど話し合っており、一般市民用の周知等については、出前講座など機会を通じて住民の皆様にも周知しているとの答弁をいただいております。

次に、消防関係についてであります。

消防施設費の工事請負費の中で半鐘をなくす方向でいるのかどうかについては、半鐘については、現在防災無線等も整備され、半鐘を鳴らす機会も少なくなってきたということで、現在あるものについては現状維持ですが、半鐘柱等、ホース乾燥棟と一緒にいる場所にある街灯等は、夜間上がる必要もないので撤去している状況であるとの答弁でした。

次に、消防施設費の中の備品購入費については、高規格救急車及び高度救命処置資機材一式3,000万円と消防本部広報車1台200万円の計3,200万円が計上となっております。現在の救急車については、

走行距離が20万キロを超えていることから交換したいということでありました。

救急救命士は現在何名いるのかについては、現在17名で、実働は12名で3班に分かれていて、各班4名ずつの体制となっているとのことです。救命士は人数的には足りていますが、年代層もあり、これから抜ける人もおりますので随時補充していきたいという答弁でありました。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤修市君） それでは、3月11日に当委員会に付託されました下記の事件について審査が終わりましたので報告いたします。

議案第36号平成24年度にかほ市一般会計予算、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について、議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、市民福祉部、教育委員会に関する事項を審査いたしました。

審査の結果として、議案第36号、賛成多数で可決しております。議案第50号、全員の賛成で可決いたしました。議案第51号、これも全員の賛成で可決に至っております。

それでは、審査の主な内容について報告いたします。

最初に、補正予算のほうから、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

予算書の14ページ、15款2項2目2節の灯油購入助成金について、県と市の助成の割合は幾らかという質問であります。県の交付要領は1世帯当たり上限が5,000円の2分の1と、つまり2,500円ということです。にかほ市では1世帯当たり1万円の補助をしており、市の持ち出しは7,500円だと、こういう答弁でございました。

次に、健康推進課関係です。

成人保健事業の健康診断について、受診率が低くなっているが今後どのようなPRで受診率を向上させたいかという質問に対して、平成25年度新規事業としてコール・リコール事業を計画していますと。未受診者へ電話による、がん健診等の奨励を行う予定ですと。また、総合健診として平日ではなくて土曜日に、胃がん、肺がん、前立腺がん、大腸がんの四つの健診を一日で健診できるように計画をしているという答弁がございました。

次に、子育て長寿支援課関係でございます。

26ページの3款1項2目13節で、救急通報装置について設置しているのは何件かと、また、希望なのか強制的な設置なのかという質問がございました。現在設置されている台数は165台で、65歳以上のひとり暮らしの世帯が主なもので、これは申請によって設置をしているという答弁がございました。

次に、生活環境課関係でございます。

29ページの4款2項4目15節、熱回収施設等建設事業費5,500万円の減額の理由は何かという質問がございました。当初の予算は、地図、つまり図面上で概算計算をしておったと。しかし、その後、詳細設計したところ、土量の減、つまり土ですね、が少ない、及び擁壁の工法等々を変更することによって減額ができたということです。それで、工法先行で強度は大丈夫かという質問がございましたが、ボーリング調査の結果、地山でもN値50の地盤が確認されており、大丈夫だと。それから、建物本体も耐震構造となる予定ですという答弁でございました。

次に、教育委員会関係では、総務課関係で36ページ、10款1項3目25節の奨学資金貸付金積み立て694万6,000円の減の理由は何かという質問がございました。これはですね、卒業後、半年を経過してから貸し付け期間の2倍で返還してもらう、こういう規定があります。この規定に基づいてシミュレーションをしたんですけども、その当初予算はそれで組んだと。しかし、一括返還が2件あり、8年間で返還してもらうところがこれを1回で返還されたというのが大きな理由だという答弁がございました。

次に、学校教育課関係で13ページの14款2項6目、子育ての関係で、児童数が減っているのに幼稚園の補助金、歳入が増えているのはどういうことなのかという質問がございました。市内の幼稚園で平成24年度に保育料を2,000円下げたそうです。そうしたら平成25年度の入園者が予定より増えたと、このような結果だという答弁がございました。

次に、議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算についてであります。

市民福祉部関係で、福祉課、これは竹内議員から3款1項1目13節の多目的施設設計管理委託料等々の質問がありましたが、この件に関しては会派代表者会議で本人が同じ質問をして市長が答弁しておりますので割愛をします。

次に、68ページ、3款1項1目19節、社会福祉協議会補助金2,500万円について、補助金の支給をルール化したと、その内容はどうかと。それから、専任職員の370万円、これは3人おりますけれども、これは社会福祉協議会でも上限の支給と理解してよいかと。三つ目は、事務局長が空席になっているが、いつからかと。空席の理由は何かと。さらに、事務局長分の250万円の減額は処理されているかと。この質問に対して、平成22年度に改正されており、異動によって人件費の増減が生じるために一定の上限を設けることを目的に整備をしたと。二つ目の、社会福祉協議会では補助金の最高額が370万円なんですけど、協議会のほうでは既定額よりも多く支給をしているということのようです。それから、事務局長は平成22年度途中まで在籍していたが、定款によると事務局長を置くということになっており、現在空席ということはおそらく問題があるということでした。また、事務局長分の250万円は、平成23年度から支給をしていないということです。

それから、福祉事務所の人事異動があった場合、職務上必要な資格取得についてどう考えているかという質問がございました。生活保護班のケースワーカーは社会福祉主事の資格が必要とされております。現在全員有資格者でありますけど、異動があった場合、新人には研修に参加し資格を取得できるように1名分の予算を措置しているという答弁がございました。

次に、生活環境課関係であります。

90ページの4款1項6目15節で斎場施設修繕工事350万円について、この件についても竹内 賢議員から委員会質疑が出ております。昨年の9月定例議会で質問した象潟斎場の収骨の際の異臭について、その後どのようなようになったかという質問でございます。350万円の中には異臭対策は入っていない、費用は入っていないということでした。火葬の手順をかえて運転することにより、異臭は改善された。現在、1時と3時の火葬のようですが、炉内の臭気や煙が排出され、遺骨の冷却作業が終了してから持ち出しており、一時的にはホールが混雑するけれども支障は出ていないと。装置の定期的な清掃も実施しており、9月以降、苦情はありませんと、こういう答弁です。

次に、子育て支援課関係でございます。

この件に関しては鈴木敏男議員から質疑が出ておまして、老人クラブに対する補助金の関係でございます。補助金として341万7,000円が計上されているが、一昨年、といいますと平成24年度、補助金の交付基準が会員割数から単位クラブ数に平等割ということで変更になったと。会員の多いクラブでは活動に支障が出ているようです。交付基準の再見直しができないのか伺いますという質問でした。これに対して、直接老人クラブのほうから活動できないという相談は受けていないと、こういう答弁です。ただ、平成24年度の繰り越し金額についても確認をしましたが、会員数の大小にかかわらず、少ないところで1万円、多いところでは30万円以上の繰越金があったという状況のようです。平成26年度は間に合いませんが、改めて連合会を通し各単位クラブと詳しく話し合いをし、平成27年度にもう一度検討したいと、こういう答弁でございました。

それから、健康推進課関係でございます。

87ページの4款1項3目13節の高齢者肺炎球菌予防接種委託料60万円についてですが、ワクチンの効果、それから持続期間、種類、危険性や薬害についてどうかという質問がございました。種類としては2種類ぐらいあるそうです。持続期間については、2年までは生涯に一度接種すればよいということのようですが、最近は5年後にもう一度やってもいいよと、接種してもよいと言われております。副作用、副反応については、今まで報告がないということです。75歳以上を対象とし始めたいと。施設などでは既に接種している方がおられると思うが、接種した人には改めて接種できないという答弁でございました。

それから、市民課関係でございます。

59ページ、2款3項1目13節、社会保障税番号制導入住基システム改修委託料が1,200万円で、これに対して担当者のメリットは何かと、それから、住基カードとリンクすることになるのかという質問がありました。番号制度により個人をひもつけできると。ということは、簡略化してシステム内で連携できるというメリットがあり、書類の簡略化ができると。また、住基カードとのリンクについては、住基カードに代わるものとして住基カードを返還した上で個人番号カードの申請となり、1人1枚しか持たないようになるという答弁でした。

次に、教育委員会関係であります。

最初に総務課関係で、スクールバス購入費1,704万5,000円、これについてですねスクールバスは新車かと、それから、運転手の勤務状態はどのようになっているかという質問がございました。車は新車だそうです。それから、運転手については、現在、金浦地区で運転しているスクールバスに

かかわるもので、登校時1回、下校時2回、運転手は財政課の財産管理班で管理している中の一人ですという答弁でした。

また、スクールバスは財政課でなく教育委員会から直接依頼できないのかという質問に対して、単独で運転手を探した経緯はないけれども、今後見直し検討したいと思う。

さらに、国民文化祭がいよいよ本番となってきましたが、来客数をどう見ておりますかと。白瀬記念館、フェライト子ども科学館も来客数が増えると思うが、予算上では見込みが反映されていない。どういうことかという質問に対して、県の基本構想では県人口以上を目標としているのが県の目標のようです。にかほ市も2万人以上を目標としています。白瀬記念館、フェライト子ども科学館、郷土資料館について、三つの施設をめぐる共通の入場券を検討しているという答弁がございました。

それから、スポーツ振興課関係でございます。

チャレンジデー実施委員会補助金10万円について、これまでチャレンジデーを継続しているが、本当にやる意義があるのかと。参加率も低く、やる気が薄れているのではないかという質問がございました。参加率は昨年より若干上がったものの、30%台前半となっていると。平成26年度は県内25市町村のうち24市町村が参加することになっており、むしろ盛り上がりを見せていると。そうした中で、にかほ市では参加率が低いということで止めたかどうかという意見もありましたが、参加率の数字だけでなく、平成26年度は市民の健康意識を上げるように前向きに取り組んでいきたいという答弁がございました。

次に、学校教育関係で象潟給食センター9,583万1,000円についてであります。これも竹内 賢議員から質疑が来ておまして、消費税による給食費の引き上げが浮上している。にかほ市では小中学校ともに10円の引き上げのようだと。据え置きや市負担の検討はされましたか。年間の負担額は幾らかと。それから、食物アレルギー対策について市内の小中学校の現状と対策についてどうなっているかという質疑がありました。値上げについては運営委員会でも話をし、栄養、エネルギーの摂取量等々で現状維持するためにはやむを得ないという意見を受けて、各学校のPTA役員会やPTA参観日の全体会において説明を行い、了承を得たと、そのように認識をしていると。市の負担については、学校給食法の規定により食材費は保護者の負担となっていることから、検討しておりません。それから、年間の負担料は学校によって多少異なるが、給食の実施日が年間200日だということで、2,000円程度の負担になると。

それから、食物アレルギーについては、象潟給食センターで小学生が18人、中学生が6名、金浦給食センターでは小学生が1人、中学生が2人、それから、仁賀保地区では小学生が13人、中学生が2人、合計で42人の食物アレルギーの児童がいるということです。それぞれアレルギー反応を示す食物は違っておまして、複数の食物に反応する子供もいると。特にアレルギーを示す食物は、牛乳、魚類、甲殻類、ナッツ類、果物、小麦、卵等々、全般にわたっているということでもあります。基本的には、牛乳は提供していないし、パンの日があるようですが、パンの日のご飯を持参してもらっているということのようでもあります。複数のアレルギー反応を示す児童については、学校、保護者、教育委員会、学校栄養士の連携を図る協議会を開き、2週間前の献立を作成するとともに情報交換を行いながら、安全な給食を提供しているという答弁がございました。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設小委員長（市川雄次君） それでは私ほうからは、産業建設小委員会に付託されました議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算について及び議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての2件中、産業建設部及び農業委員会に関する事項の内容についての審査です。付託を受けておりますので審査をしております。

審査の結果についてですが、全員の賛成により可決しております。

まずは議案第50号です。まず農業委員会についてです。農地等を情報総合ネットワーク管理システム保守委託料についてですが、農地台帳の整備について必要項目の整備を求められたということですが、その内容はどういうことですかという質問です。これに対する答弁ですが、農地の場所や面積、地目が入った農地台帳を整備するように国から指摘をされました。これまでそれらのデータは税務課関係のデータでしたので一つずつ確認することになっておりましたが、農地管理を国の中間管理機構が行うという際に当たって、統一された基礎データシステムを整備するようということが県から示されましたので、その税務課所有のデータを常時農業委員会で使用するための回線を一本増やすということが今回の費用の内容になっております。

続いて、農林水産関係です。

新規就農者経営開始支援事業補助金の減額についてです。新規就農者の牛舎建設が遅れているためということでしたけれども、その具体的内容についてどういうことですかという質問です。これについては、もともと自分の土地での建設を考えていましたが、本人はですね、地域住民の反対でだめになってしまったので、現在、ほかの場所を探している最中ですよ。県でもこの事業については平成26年度の実施に向けて、再度、現在枠を設けてくれているということでしたので、このことについてはまずとりあえずは今減額になったということです。

建設課関係ですが、道路橋梁新設改良工事5,600万円についてです。このうち、繰越明許ですね、すみません、繰越明許です。このうちの川袋小川の工事213万円の繰り越しの内容についてです。これはどういうことですかということですが、答弁です。発注は全て既に終わっています。サケの遡上終了からサケの放流までの間に川を濁らせてしまう工事内容——川底をさらう内容なんです、これを終わらせてしまおうと思っていましたけれども、今年度はサケの遡上が稚魚の放流開始の時期である1月まで続いてしまったために川底をすくう工事ができなかったため、今年度中の事業完了が不可能となり繰り越しとなりましたという答弁でございます。

続いて、管理課関係です。

工事請負費の中の松ヶ丘住宅污水管接続工事の減についてです。污水管の接続工事を延期したということですが、その具体的な内容はどのようなことですかというような質問です。これに対する答弁ですが、浄化槽の撤去に国の社会資本整備補助金を利用することができるということが分かりましたので、浄化槽の撤去費用の一部にこれを充てたいということで計画全体を見直すというために今回の減額になっているという答弁でございます。以上が50号の内容です。

引き続き、議案第36号についての主な審査の内容の一部を報告させていただきます。

まず初めに、農林水産課関係です。

質問です。イチジクの現在の生産量と将来目標は、という質問です。現在の栽培面積は9ヘクタールです。5年後には2倍、18ヘクタールを目標にしています。また、現在は主に大竹地区のイチジク団地に集中していますが、転作田での生産も視野に入れ、苗木補助や暗渠などへの助成も考えており、市内全域での生産を目標としています。今後、生産者数を増やすためのPRを積極的に行っていきたいとの答弁です。

ほかにも、漁業者の燃料コスト対策と漁業における6次産業化の行方についてどうなっていますかという質問がなされております。これに対する答弁ですが、燃料費支援は国の対策があるのみです。それも底引き漁船等の大型漁船に限られ、市内では13隻が対象になっているということです。また、6次産業化については、日南工業による鱈しょつつるなどが現在その一つとして挙げられると思っておりますとの答弁です。

続いて、観光課関係です。

観光課の関連予算については、竹内 賢議員と村上次郎議員から委員会質疑が出されていますので、初めにそのことについての報告をさせていただきます。

7款2項1目観光総務費委託料1,463万7,000円について。観光アドバイザー業務、観光案内等誘客促進事業、地域共同協定事業、地域おこし協力隊事業について、これらの委託事業について観光協会を含めてどのように連携し、調整統括していくのか、それぞれの事業の目的達成するための構想について伺いますとの質問です。これに対する答弁ですが、本市における観光振興策の推進に当たっては、担当である観光課とともに観光協会を初めとする観光関連事業者等が連携し、さまざまな取り組みを展開しているところです。観光客を受け入れるための体制整備としましては、中島台駐車場整備などのハード整備とともに、観光業に携わる方々の意識改革や観光業ノウハウ取得等人材を育てていくソフト事業に区別されると思っております。質問にあります委託料関係については、ソフトの強化を図り、観光振興による交流人口の拡大を図り、にかほ市を元気で活気のあるまちにしていきたいと考えております。

本市観光の総合窓口である観光協会との連携についてですが、これは重要なことと考えております。観光協会は昨年4月に旅行業を取得し、新たな事業を展開しているところです。また、本年度においては、国の官民共同した魅力ある観光地の再建強化事業で、今後、旅行商品となり得る観光素材の磨き上げや観光業に従事する方々のスキルアップなどを展開しております。来年度以降いよいよ本格的に旅行商品として周知、販売していくこととしておりますが、商品の企画提案については、より魅力あるものにしていく必要があります。観光協会との連携については、観光アドバイザーや

地域おこし協力隊員などが観光の窓口である観光協会に出向く回数を多くし、日常の業務においても直接指導していただける体制を強化していきたいと考えておりますとの答弁です。

もう一つですね、観光施設の観光拠点センター整備工事実施設計委託料1,370万円について、平成24年度までの道の駅ねむの丘の整備改修事業、本体施設と物産施設合算では、歳出で工事費が約31億6,543万円と修繕費が約452万円の合計31億6,995万円となっています。歳入では、地総債27億850万円、施設建設に対する補助金約2億17万円、地総債償還に対する補助金約3億801万円、使用料が7,900万円、地方債2,000万円、使用料約9,712万円の約34億1,280万円となっているようです。新しい事業についての事業費をどのように試算しているのかを伺いますという質問です。これに対する答弁ですが、平成25年、内訳です、観光拠点センターについてですが、事業費内訳としては、平成25年度発注済みの基本設計が415万8,000円を除いて、概算ではありますが実施計画にもあるとおり、建設に係る総事業費は4億9,000万円となっています。その財源内訳は、未来づくり協働プログラム事業を活用した秋田県からの交付金2億円と、残りの2億9,000万円については一般財源を充当する計画としております。また、木材利活用による補助金の活用を検討しているほか、合併特例債の充当も見込んでおりますとの答弁です。

引き続き、村上議員からの質問です。ねむの丘、はまなすは株式会社となっていますが、市の予算から改修」工事費を支出し続ける期限等はあるのですかと。支出の法的根拠なども示してください。また、両方の施設経営は民業を圧迫しているのではとも思いますが、いかがですかという質問です。これに対する答弁ですが、ねむの丘、はまなすの改修工事費を支出し続ける期限等との御質問ですが、市が改修する期間等の制限は設けておりません。また、工事費を支出する法的根拠もあるわけではございません。にかほ市の所有する建物、財産ですので、直営で管理している他の施設、例えば体育館や公民館などですが、これらと同様に危険のない安全な管理をしていくことになっております。指定管理者制度では、一般的に管理委託契約を結ぶ際の基本協定書で自治体の基本財産の使用などは勝手に変更されることを避けるために委託自治体と受託者の両者が協議し、修繕工事等の役割分担を決めています。にかほ市と観光開発株式会社とは、指定管理者制度による基本協定、業務使用を5カ年の期間で締結し、管理運営を行っています。このほかに別途、施設の管理運営に関する年度協定や覚書などにより、細部にわたり取り決めをしており、その中で大規模改修や小規模改修50万円以内などを市と観光開発株式会社での責任のラインを明確にさせていただいております。市の建物、あるいは財産である以上、建物に不具合があった場合は市が責任をもって工事改修をするものでありますので、公的施設と同じく一般的な工事改修と位置づけ、対応しているところであります。

民業の圧迫についてですが、観光開発株式会社については市長が社長であり、いわゆる第三セクターが管理運営しているものの、法的にも認められている手法、指定管理者制度での運営でありますので、御理解いただきたいと思います。両施設とも、にかほ市への誘客には重要な施設と捉えていますとの答弁です。

そのほかの観光関連の委員による質疑応答でございます。

質問です。スポーツイベント開催実行委員会と観光協会との結びつきはどのようになっています

かという質問です。これに対しては、トライアスロンやMTB——マウンテンバイクなどについては、スポーツイベント実行委員会と観光協会とが協働で取り組んだほうがよいのではと考えています。現在はそれぞれが独立していますので、観光課が干渉することはありませんが、今後の両者の話し合いがどうなっていくかということを中心としていきたいと思っていますという答弁です。

次の質問です。ANA総研との協定締結後1年が経ちますが、その効果について検証はしていますかとの質問です。まず初めに言えることは、幅広い地域、分野における観光情報がANA総研によりもたらされるようになりました。平成26年度も引き続き、ANA総研とともに観光プロジェクトを実施していくことが国から認められたのも、これまでの積み重ねの結果だと思えます。今回、地域おこし協力隊をANAから派遣してもらえるのも、その効果の一つと言えらると思えますとの答弁です。

では、その地域おこし協力隊のイメージを具体的にはどのようなものですかという質問がなされました。これに対する答弁ですが、地域おこし協力隊については幾つかのタイプがあります。そのうち、今回にかほ市は観光事業に特化した協力隊をANA総研に依頼し、決めてもらったものです。また、その具体的な内容ですが、期間は3年間、居住地はにかほ市、人数は1名、勤務時間は週5日、月額17万円の給与、肩書きは、にかほ市観光戦略マネージャー、応募要件として10年以上の社会人経験が必要とされたということです。業務は顧客対応業務で、社内規定、ANA側の社内協定では休職扱いになりますけれども、会社側から月額5万円の支援金が支給されると。条件はあるんですけどもね。というような内容のことを聞いております。

次ですが、もう1点です、この地域おこし協力隊についてですが、地域おこし協力隊の経費と地域活性化支援事業の経費についてはどうなっていますかとの質問です。これに対する答弁は、地域おこし協力隊の事業費は国から特別交付税として交付されるものです。地域活性化支援事業は市単独予算で実施されるものですとの答弁です。

続いて、商工課についてです。

奥山収三議員より委員会質疑が出ておりますので、このことについてまず初めに報告します。

質問です。コールセンター等企業立地促進事業補助に関連して、コールセンターの平成25年度実績、売り上げ、各月分をお知らせください。平成25年12月、平成26年の1月、平成26年の2月、また、平成26年4月以降の事業計画と契約関連会社の数をお知らせくださいとの質問です。答弁です。平成25年12月は、取引先が4社で710万円の売り上げ。平成26年1月は、取引先5社で840万円。平成26年2月は、取引先が同じく5社で1,080万円の売り上げだということです。4月以降については、仁賀保事業所と象潟事業所が一本化され、月額3,000万円を目標に頑張っていきたいということだとの答弁をいただいております。

続いて、委員会質疑、委員による質疑です。

産業共同研究開発助成事業について、具体的にはどういうことですかということですが、産学共同で開発したものについて、上限で500万円、3分の2以内ですが、で助成するものです。国県にある同様の補助から漏れてしまったもので、市内企業が開発したものが対象となります。評価は県立大学内の財団が行いますと。同様の事業は平成25年度までは由利本荘市でも実施していたとのことで

す。

続いて、建設課関係です。

平沢小出2号線の歩道工事に合わせて防雪柵を設置する予定はありませんかという質問に対する答弁です。同時に設置するかどうかは別として、平沢小出2号線の歩道工事に合わせた形で防雪柵の設置を行うよう検討はしておりますとの答弁です。

次の質問は、前川象潟2号線外の施工期間はという質問ですが、これは平成26年度は測量、平成27年度は用地買収、平成29年から30年度の間で工事を完了させる予定ですとの答弁です。

同工事についてのさらに質問ですけれども、1期工事と2期工事というように分けられているようですが、これはいつこのように分けられたのか、いつどのように決まったのかという質問が出されています。答弁です。前の議会での議員により一般質問にも答えていましたが、正式に決まったのは平成26年度予算案からです。正式は平成26年度予算案からです。

なお、今議案については賛成討論がなされていますので、その要旨を述べます。

8款2項3目13節道路橋梁費、前川象潟2号線外についてですが、委員会審議等で話し合われた結果、見直しを含めた検討を当局に求める意見が大勢でした。予算を否決したり修正したりすることもしないためにも、本予算には賛成はしますが見直しを求める意見書提出を求め、賛成とさせていただきますということで、この議案第36号については、特にこの前川象潟2号線外の部分について賛成討論、この賛成討論に基づいて付帯意見をつけることが全会一致で決定していますので、このたび付帯意見をつけさせていただきます。長くなりますが、その付帯意見について朗読させていただきます。

議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算についての付帯意見。

議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算中、産業建設部建設課の道路橋梁費、道路設計委託料中の前川象潟2号線外について、以下に事業実施の見直し等を求め、この意見書を添付します。

意見です。この事業に対しては、平成24年第2回にかほ市議会定例会において、同年3月22日の一般会計予算特別委員会産業建設小委員会でも、委員長報告に前川象潟2号線外に関連した事業に対する意見が付帯されています。今般の委員会では、以下のような意見をつけて、添付して報告させていただきます。

内容ですが、3地域をつなぐための幹線道路として、前川地区と象潟武道島地区を結ぶ道路の必要性は、それを望む同地区の住民の意見からも十分に認められます。しかしながら、象潟大竹線のような既存の未接続道路もあることに加え、そもそも合併協議会で話し合われ整備する必要があるとされたのは、あくまでも前川象潟線と象潟前川線——以下、現道と呼びますが、です。ところが、文化財との関係や現道の新設改良には大きな費用がかかるなどの観点から、事業計画及び実施されている前川象潟2号線外が検討されるようになったわけです。本来、今ある道路の新設改良等ができないとすれば、まずは補修改善をし、それでもなお緊急車両の通行を可能とする道路が必要とされたときに初めて、現道とは異なる道路の新設を検討をすべきはずですが。

また、今般の定例会における議案の提案説明において、象潟前川線、前川象潟線、前川象潟2号線、前川象潟2号線外といった路線名と位置関係で混乱したことから分かるように、2年前に議案として

提示されたものであるにもかかわらず、今日までに果たしてその必要性等について議会が認識できるほどの説明が十分になされてきたとは言いがたいと言えます。当局にはこのことを重く受け止めていただきたいと思います。

そのほかにも、高速道路金浦象潟間が接続し、その交通状況の変化を見てからもう一度検討すべきであるとの意見も出されています。

以上のような観点から、委員会としては、前川象潟2号線外の事業実施については、その必要性は認めつつも、住民の多くが納得し得るような客観的な資料をもって十分な説明を行うことを求めます。よって、現時点での事業着手に対しては、凍結を含め、見直しを行うべきものと考え、意見を付します。以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番竹内 賢委員。

●14番（竹内賢君） 113ページの観光総務費の委託料1,463万7,000円、いわゆる数々の委託事業について、具体的にコーディネート、いわゆる調整をする機関として観光課が主要な任務を負うと思うんですが、その具体的に私のほうではこういうふうにしてそれぞれの委託された業務について調整をする、あるいは連携強化を図る、その道筋というか、そういうものが観光課のほうでは現在はまだ作られていないんですか。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 答弁、市川小委員長。

●産業建設小委員長（市川雄次君） それ検討中という話は伺っております。要するに、昨年のいろいろな混乱もありましたので、そのことについては真摯に受け止めていきたいというような答弁はなされております。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 14番竹内 賢委員。

●14番（竹内賢君） いずれ大きな事業で、これから組織編成というか再編というかそういうものも含まれておりますので、もっとやっぱり前倒しして、本当はこういうものを出すんですたらね、構想を立てて、そして具体的にこうやります、こうやりますよと、そういう任務が観光課にはあったと、あると思うんですよ。そこはやっぱりきちんと本当は出していただきたいと思ってこの質問をしたところでした。ただ、観光協会とソフト面で連携を強化するために足を運ぶとかそういう内容ではなかったと思いますので、この予算、予算というかものについて、観光課ですね、産業建設部長、今、産業建設でしょう、観光課としては将来的にきちんとした責任ある構想を立てていただきたいというふうにして思いますので、その点について委員長。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 市川小委員長。

●産業建設小委員長（市川雄次君） 委員会でも同様の趣旨の意見は述べております。今の竹内 賢議員がおっしゃったようなことについては厳しく申し上げておるといふふうに捉えていただきたいと思います。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する

質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

次に、議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第36号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を行います。最初に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第50号の討論を終わります。

次に、議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第50号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第51号の討論を終わります。

次に、議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第51号平成25年度にか

ほ市一般会計補正予算（第10号）についての教育民生小委員長の報告は、可決です。議案第51号は教育民生小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午後2時33分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午後2時45分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議提第6号市長に対する辞職勧告決議を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第6号について5番鈴木敏男議員の説明を求めます。5番鈴木敏男議員。

【5番（鈴木敏男君）登壇】

●5番（鈴木敏男君） 市長に対する辞職勧告決議（案）。

今回の一連の市長の行為は、まずは、にかほ市自治基本条例第8条に反する行為だと思います。この8条には、市長の役割及び責務が記載されており、その第2項には「市長は市を統括するとともに、公正で民主的な市政運営を行い」うんぬんとあります。

今回の商工会に対する運営費補助金の予算計上のあり方は、これまでの審議の経緯を見れば、市長選による報復であると思いますし、公私混同した考え方だと思います。トップは批判されるのが常です。それは相手方からの提案であって、あるいはトップへの期待でもあって、批判だけで捉えるのは早計でもあります。また、指名業者外しも、誤った数字で地域に差があったと批判されたというふうに述べていますが、出ている数字にはそれぞれ根拠があったことは、前回の全員協議会で私は述べさせていただきました。

選挙戦の相手は、あくまでも一個人であって会社ではなかったはずですが。会社にも責任があるとしての会社への攻撃は、弁解のできないものだと思います。

こうした一連の行為は、決して公正で民主的な市政運営ではないでしょう。

選挙は民主主義の根幹です。しかるに昨年の市長選の後の市長の行為は、そのことを否定するよなものです。このままでは、市民が反対の立場をとったり、意見を言えない状況になります。こうしたことであっては、市民との協働のまちづくりという理念が果たして成立するのでしょうか。

今回の件で、にかほ市は前近代的なまち、時代遅れのまちとのレッテルが張られ、全国に発信されてしまいました。にかほ市を大きくイメージダウンさせたことになります。

この責任は市長が負うべきであり、辞職以外にありません。よって、ここに市長の職を辞任することを勧告します。

以上、決議します。

平成26年3月24日。

にかほ市議会。

以上の議案を会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成26年3月24日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員鈴木敏男、賛成者、にかほ市議会議員伊藤温子。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号の質疑を終わります。

次に、議提第6号についての討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。伊藤温子議員。

●4番（伊東温子君） 今の議案に対して賛成の討論をいたします。

民主主義の根幹である選挙において、市長の報復と受けとめられる権力を使っての行為は、決して許されるものではありません。自分の誤りを認めず、議員や市民に対して納得できる説明もありません。これは市長の常日ごろ唱えている、夢あるまち、豊かなまち、元気なまちという、にかほ市のまちづくりの基本理念を大きく阻害するものです。また、にかほ市自治基本条例第8条、市長の役割及び責務の全項に反するもので、その責任は非常に大きいと考えます。

まちの再生を願い、市長に対する辞職勧告決議案に賛成します。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。

これから議提第6号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、議提第6号は否決されました。

日程第4、議提第1号横山忠長市長に対する問責決議（案）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議第1号について17番佐藤 元議員の説明を求めます。17番佐藤 元議員。

【17番（佐藤元君）登壇】

●17番（佐藤元君） 議提第1号横山忠長市長に対する問責決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年3月24日。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐藤 元、賛成者、同じく村上次郎、同じく池田甚一、同じく加藤照美、同じく齋藤修市。

横山忠長市長に対する問責決議（案）。

平成26年2月28日の横山市長に対する朝日新聞の報道を皮切りに、秋田魁新報、読売新聞等で報道

された、商工会への補助金削減や市内業者への入札指名除外等、一連の報道記事は、市民のみならず、県内外に大きな不信感と不安を与えた。選挙の構図を背景とした今回の件が、相手側への報復と受けとめられたことは誠に遺憾であり、行政のリーダーとしての言動と行為としては、極めて配慮不足を感じられる。また、行政機関として、意見交換をできる体制にないことも非常に残念なことである。

にかほ市は今、活力ある産業のまちづくりとして、喫緊の課題である雇用を確保するため企業誘致を進めている。また、魅力ある観光の促進を図るため、施設の整備及び市内外に多くの情報を発信している。しかし、一連の報道により、市のイメージを損なったことは重大な損失であり、内外ともに信頼回復のため努力が必要である。市議会としても、委員会の中で双方の意見を聞いたが、お互いの主張に見解の相違はあるにしても、議決機関としての議会の存在意義を問われかねない重大な問題であり、また、二元代表制の一翼を担う議会を軽視したものと言わざるを得ず、まさに憂慮すべき事態である。

市長が行ったことは、自治基本条例第8条にある市長の役割及び責務に反するものであり、自覚と猛省を求め、その責任を厳しく問うものである。

よって、にかほ市議会は、今後このような事態が繰り返されることのないように、横山市長をはじめとして全ての職員が一層高い意識を持って再発防止の強化を図り、組織を上げて公正の確立に努め、信頼回復に向けて取り組むことを強く求める。

以上、にかほ市議会は、下記事項を付して決議する。

一つ、市長は今回の一連の行為を誤ったものと認め、その責任の上に立ち自らの身を律することを厳しく求める。

一つ、市長は今回の報道で市民に不信感と不安を与えたことについて、早急に行政懇談会や広報等で市民に謝罪するとともに説明責任を果たすこと。

一つ、市長は失った信頼を回復させるためあらゆる努力をすること。

一つ、市長は市が補助を行っている関係機関について、補助金適正化を図ること。

一つ、市長は、議会基本条例第14条による説明のほか、適宜、議会と意見及び情報交換をすること。

平成26年3月24日。

にかほ市議会。

以上。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号の質疑を終わります。

次に、議提第1号についての討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。

これから議提第1号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議提第1号は原案のとおり可決されました。

議事日程調整のため、暫時休憩いたします。3時10分まで休憩いたします。

午後3時00分 休 憩

午後3時10分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第2号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についてから日程第51、議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてまでの47件と、日程第1、議案第52号財産の取得について及び日程第2、議案第53号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についての議案49件、日程第52、陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める陳情から日程第56、陳情第5号手語言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書までの陳情5件、計54件を……

傍聴者の皆さんにお知らせします。静粛に願います。

日程第56、陳情第5号手語言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書までの陳情5件、計54件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務常任委員長（加藤照美君） それでは、去る3月11日、当総務常任委員会に付託されました議案第2号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について、議案第3号にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定について、議案第4号消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第15号にかほ市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について、議案第16号にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について、議案第45号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第46号にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決しております。

次に、陳情第1号特定秘密保護法案の廃止を求める意見書の提出を求める陳情と陳情第2号特定秘密保護法の廃止を求める陳情については、いずれも賛成少数により不採択となっております。

次に、陳情第4号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情については、全員の賛成により採択しております。

審査の内容について報告いたします。

議案第2号については、より集中的かつ適切に行政課題へ対応することを目的として、行政組織機構の変更を行うための提案であります。委員からは、部長を2人増やして部を推進する効果があるのか、また、行革に逆行するのではとの質疑がありました。答弁では、時代に即応した体制で取り組み、時代に合った柔軟な対応をしていきたい。また、商工観光部の設置につきましては、観光、商工の幅が広いと、戦略が見えにくいなどの指摘もされていることから、観光振興という大目標がありますので、それを一つにすることによって商工業の振興も図られることを期待しているとの答弁をいただいております。

次に、議案第3号についてであります。これについては、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、早期退職募集制度導入に係る条例を制定しようという内容であります。これに対して、鈴木敏男議員から当委員会へ質疑通告がありましたので、それにお答えをいたします。最初に、職員が関係した会社等への再就職をしたときに一定の制約があるのかどうかであります。にかほ市には、ないということでありました。地方公務員法上にも今現在は無いという形であり、国家公務員法では非常に厳しく規制されているということでもあります。また、これまでに定年後の再就職にこういった事案がなかったのかについては、特別な関係で調べた実績はないとの答弁をいただいております。

次に、議案第4号についてであります。これにつきましては、消費税が5%から8%に改正されることに伴う市の公の施設使用料等への転嫁措置の内容であります。委員からは、類似施設の使用料の統一性についての質疑がありました。答弁では、公共施設の料金統一については、これまで庁舎の関係施設を所管する職員で構成するワーキンググループをこれまで6回ほど開催し、平成27年4月の料金統一に向けて、平成26年度ではさらに検討していきたいとの答弁をいただいております。

次に、議案第15号についてであります。これにつきましては、消防組織法の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものであります。委員からは、にかほ市消防の事情に合わせて将来性を考えた場合、この条例を作るに当たって県や消防庁との相談、あるいは指導を受けたことがありますかについては、全県の消防長会議の中で地域の実情に合った条例を持ち寄って検討しているとの答弁をいただいております。

次に、議案第16号については、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等に伴い、地方公共団体の手数料の見直しを行う内容であります。

次に、議案第17号につきましては、昨年の8月に京都府で発生した福知山花火大会の火災を踏まえ、対象各種器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、火災予防上必要な業務の計画の作成を義務づける内容であります。委員からは、にかほ市内での催し物で当てはまるものはありますかについては、今回の基準は福知山の花火大会の火災を基準にしていますので、対象になる催し物の人出に

については11万……

暫時休憩します。

午後3時19分 休 憩

午後3時19分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務委員長。

【総務常任委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務常任委員長（加藤照美君） 人出については11万人以上の人出、露店が100店舗以上が基準となっているため、当市には当てはまらないとの答弁でありました。

次に、議案第18号については、特段ありません。

次に、議案第45号と議案第46号については、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するための改正内容であります。委員からは、民間企業等の給料等についての調査をしてみてもどうかについては、我々公務員の給料は国・県に準じて改正してきた経緯があり、国のほうでは全国規模で調査しており、県のほうでは人事委員会で毎年民間企業の実態を調査しており、県内の市町村は国の人事院勧告、あるいは県の人事委員会勧告に基づいて県と同様な対応をとってきているのが実情ですので、今後も実施の状況を見ながら対応していきたいとの答弁をいただいております。

次に、陳情第1号と第2号については、賛成討論と反対討論がありました。賛成討論につきましては、国民から大きな反対がある中で強行採決され、民主主義が否定されるような法律については、廃止することに賛成したいという内容でありました。反対討論については、この法律については国益を守るために必要な防衛面、外交面、スパイ等の防止やテロ等の防止など特定な秘密を守るために決まったもので、廃止の意見書を出すことには反対するとの意見もありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択と決しております。

次に、陳情第4号については、願意妥当ということで全員の賛成で採択されております。以上で報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） 傍聴者の皆さんに再度申し上げますけれども、本会議場での携帯電話の使用は認めておりませんので、使用しないでください。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤修市君） それでは、平成26年3月11日、当委員会に付託されました下

記の件について審査が終了しましたので報告いたします。

議案第5号にかほ市社会教育施設整備基金条例制定について、議案第6号にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成で可決しております。

議案第7号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数で可決しております。

議案第24号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、議案第28号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第29号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について、議案第30号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、同じく議案第31号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、いずれも全員の賛成で可決に至っております。

次に、議案第37号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、この件に関しては賛成多数で可決しております。

議案第38号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第39号平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、両方とも全員の賛成で可決に至っております。

次に、議案第40号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、議案第47号にかほ市熱回収施設等建設工事請負契約の締結について、いずれも全員の賛成で可決に至っております。

次に、陳情第5号手話言語法定を求める意見書を提出する陳情書、これに関しては願意妥当ということで全員の賛成で採択に至っております。

審査の主なものについて報告申し上げます。

議案第6号、これは竹内 賢議員から委員会に質疑が出ております。委員の選任方法と、事務報告書で10名が9名になっている理由及び市議会議員が選出されている理由についてということで質疑がありました。9名の理由は、委員の1人が急逝して——亡くなってですね、後任委員選出に時間を要したためであると。現在は10名になっていると。それから、法律改正により委嘱基準の枠が広げられ、学識経験者が追加されたと。地域と男女バランスを考慮して選出をしているという答弁でした。また、市議会議員については、地方自治法第92条に定める兼職基準に該当する職ではないため、選任には差し支えないと。議員は、昭和56年より、PTAの役員を初め、青少年育成の指導者として実績があり、現在も青少年育成にかほ市民会議の活動に携わり、社会教育委員の委嘱基準にある社会教育の関係者として適任であるという理由ですと。

次に、平成24年度と25年度の社会教育委員会の開催状況についてであります。平成24年度は2回開催しております。5月15日、出席者7名、社会教育、生涯学習運営方針等々について。12月12日、出席者6名、亡くなられた副委員長の後任人事について。平成25年度は3回開催しております。5月10日、出席者5名、平成25年度の運営方針等について。12月19日、出席者7名、新年度事業に対する意見交換等。3月3日、出席者8名、任期満了に伴う新委員への委嘱状の交付となっております。

議案第7号、消費税5%から8%になるための社会教育施設利用の改定についてであります。質問として、社会教育施設は市民が一番利用する施設と思うが、課では据え置きなどの意見を出すべきで

はなかったのかと。それから、国の政策とはいえ、消費税を引き上げなくともやっていけないのかと。この件については賛成できないという質問がありました。答弁として、本来の計画は平成25年度中に施設間の差異を修正する予定であったと。今回、消費税率に関する少額の変更には—少額というのは小さな額です、一切意見を出していませんでしたという答弁がございました。

次に、議案第28号です。平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてです。今後70歳を迎える方の医療費が2割負担となるが、誕生日を迎えた日から該当するのかという質問に対して、平成26年度4月のみですけれども、4月1日に生まれた方は4月になった時点での70ということで、これは該当しないと、1割負担ですと。4月2日以降に生まれた方は、レセプトが月単位なので5月1日から2割負担となるということです。現在70歳代の方は1割負担そのままですということです。

それから、特定検診の減額補正は対象者が減少したためなのか、それとも受診者が減ったのかという質問に対して、平成20年度から6年目になると。平成20年度が一番多かった、受診者がですね。その後、平成21年に多く減少したが、それ以降、受診者が増えている。その中で保健指導の対象者は近年減少傾向にあるということです。つまり特定検診を受ける人は増えているけれども、指導を受ける人は減少しているという答弁でございました。

次に、議案第29号平成25年度にかほ市国民健康事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）です。収入で外来診療の減少、少子高齢化、施設入所者が増えたとありましたが、今後も減少の方向にありますかという質問で、過去5年間で、小出診療所が平成20年には700人おったと。それが平成24年は629人、平成25年度で560名。院内診療所では、平成20年度695名おったものが平成24年度で630名、平成25年度558名。いずれも5年間で150人減少しているという答弁でした。

議案第30号、これは特にありません。

議案第37号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてであります。にかほ市は中学生までの医療費を補助するなどいろいろな取り組みをしているが、特別会計の予算額と大規模の自治体と比較したとき、額の多少—多いか少ないか、それから取り組み等についてどのように考えているかという質問。これに対して、税負担を見ると、にかほ市は他の自治体に比べれば低いと、税負担が低いということです。他の自治体は資産割と平等割を実施しているところもあり、所得がなくとも資産割、それから平等割がかかってくると。にかほ市は所得割で税を算出しているので、優遇的な部分もあるという答弁でした。

それから、国保加入世帯の健康状態や特徴的な傾向が見られるかという質問に対しては、1件当たりの医療費はトップクラスで少ない。ただし100人当たりの件数では、医療機関にかかる回数ではトップクラスに多いと。つまり少ない医療費で多くの医者にかかっているという答弁がございました。これは意見として、幾ら国の施策であっても70歳から74歳までの自己負担が2割に増えるということについては賛成できないという意見がありました。

議案第38号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についてであります。患者は少なくなり、診療報酬も少なくなって、数年後の見通しはどのように考えているかという質問がありました。答弁として、診療報酬も減り、経営的には非常に苦しいと。院内、それから小出の2カ

所を管理しているのも困難な理由の一つですが、これに関しては市当局とも協議して将来方向を決める必要があると考えています。今考えていることは、在宅総合診療所という制度ができており、在宅診療報酬が普通のときよりも多くもらえることになっていると。在宅診療支援病院として本荘の第一病院と連携していく方向で今考えており、手続中です。診療報酬が多いことや在宅で見ることができ——これは和田先生のことですが、先生が留守にしても連携病院が往診することができます。患者にも診療所にもメリットのある方法を模索しています。二つの施設を維持していくのは難しくなっていくと考えるが、施設の老朽化も考えると基金だけではやっていけなくなるだろうと。しかし僻地の診療所をなくすことはできないので、市財政当局とも協議しながら、将来、一般会計からの支援も必要と考えるという答弁がございました。

最後に、議案第47号にかほ市熱回収施設等工事請負契約の締結についてであります。地元企業とのJV、つまり共同企業、ジョイントベンチャーを要件とする考え方はなかったかという質問がございました。答弁として、市長からもJVの検討をするよう指示されましたが、3者がJVで入札すると2社は必ず落ちるわけです。落ちた2社とJVをしていた会社は、落札した会社の下に入るのは難しくなると。地元企業の入る余地を残すためジョイントベンチャーはしないで、提案書の中で地元企業への発注額や貢献の方法等を要件として、地元への発注額は15億円から20億円と出されています、提案書の中でですね。JVした地元企業が核となって地元でできるものを下請に出すと、そのように提案書に記載されており、効力は契約書と同等となっています。今後、提案どおりにやっていくのかどうかチェックしていくという答弁がございました。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（市川雄次君）登壇】

●産業建設常任委員長（市川雄次君） それでは、産業建設常任委員会における審査の内容等について報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました議案については、全部で22議案です。

議案第8号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号にかほ市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号象潟ねむの丘条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号市有財産の無償譲渡について、議案第20号市道路線の認定について、議案第21号市道路線の変更について、議案第22号平成25年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少について、議案第23号平成25年度にかほ市水道事業会計資本金の額の減少について、議案

第25号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第26号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第32号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第33号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第34号平成25年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について、議案第35号平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第41号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第42号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第43号平成26年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第44号平成26年度にかほ市水道事業会計予算についての22議案については、いずれも全員の賛成により可決しております。また、陳情第3号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情については、願意妥当として全員の賛成により採択に決しております。

それでは、委員会での主な審査の内容について議案ごとに報告させていただきます。

議案第10号になります。にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定についてです。委員による質問です。指定の取り消しが規定されておりますが、取り消された場合、それまでの助成金の返還を求めることはできるのですかという質問です。これに対しては、12条の2項では全部または一部を返還させることができるとしていますので、状況に応じて話し合いの上、返還を求めることになりますとの答弁です。

今回の工業振興に関する追加支援策は、他市と比べてどのようなものなのかという質問がありました。これに対する答弁です。今回の改正は、本格的な企業誘致のために支援策を刷新するものであります。そこで今回の三つの追加支援策について、機械リースに対する助成についてのうち機械リースに対する助成については、事業主の要望を反映させた非常に珍しいものとなっているといえますとの答弁です。

続いて、議案第11号にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定についてです。質問です。テニスコートの使用料についてですが、むらさぎ荘のテニスコートの使用料は2時間で200円、1時間当たりで100円であるのに対し、栗山池公園のテニスコートは1時間で300名と3倍の開きがあります。今回の改正でこれを直すべきだと思いがいかかですかという質問です。これに対する答弁ですが、現在各種使用料の料金体系の全面的な見直しをしているところです。確かにテニスコートの使用料も1時間を100円にすべきとの答申が出ておりますが、今回はまず消費税の引き上げに伴うものについての改正でありました。確かに同時に料金体系を見直すべきでしたので、今後早急に見直しを図りたいと考えておりますとの答弁です。

議案第19号市有財産の無償譲渡についてです。今回の川袋構造改善センターについて耐震工事等は完了しているのかという質問です。答弁ですが、この建物は昭和60年に建てられたものですので耐震的には適合していますので、耐震工事については行っておりませんとの答弁です。

続いて、議案第20号市道路線の認定ですが、武道島地内のその道路について——TDK—MCCの北側の道路なんです、今までどうして市道として認定されてこなかったのかという質問です。答弁ですが、これは今までも公衆用道路とされてはきました。ところが、これまでは法定外の導水路が国からなかなか譲渡されていなかったために市道として認定できませんでした。昨年、国

から譲渡されたので改めて今回市道として認定するものですということです。

議案第41号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についてですが、質問です。公営企業移行業務委託とは具体的にどういう内容のものですかという質問です。これに対しては、特別収入のある事業は全て公営企業会計に移すようにとの総務省の意思を県から指摘されたので、今回、公営企業会計に精通したコンサルタント会社に委託しようとするものですという内容です。

議案第43号平成26年度にかほ市ガス事業会計予算についてです。質問です。平成26年度のガス事業予測はどうなっていますかということです。これに対する答弁ですが、黒字化のために、例えば解体工事を先送りなど事業圧縮をしておりますと。営業収支については依然として原価が高値で推移しており、製造単価が販売単価を上回る状況にあります。今後とも民間大口需要が見込めない以上、公共施設での需要拡大していくしかないと考えておりますとの答弁です。

議案第44号平成26年度にかほ市水道事業会計予算についてです。平成26年度の主な事業内容と事業見通しについての質問です。答弁ですが、黒字化のために——失礼しました。議案第44号についての主な内容はございませんでしたので、省略させていただきます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤知一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤知君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 平成26年3月11日付託の審査が終了しましたので報告いたします。

議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算については、賛成多数で可決と決しております。

議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について、議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）については、全員の賛成によって可決と決しております。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論・採決を行います。

初めに、議案第2号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。16番伊藤知議員。

【16番（伊藤知君）登壇】

●16番（伊藤知君） 議案第2号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論いたします。

平成18年度第2回定例会において、市民部を市民部と健康福祉部に、産業建設部を産業部と建設部にそれぞれの部を分割し、よりきめやかな行政サービスを提供するためには組織条例の一部を改定しております。そして、平成22年度第2回定例会においては、市民部と健康福祉部を市民福祉部に、産業部と建設部を産業建設部に改正しております。このときの組織再編における理由は、職員削減を進める上から行政サービスの向上のために組織機構のスリム化、業務の一元化と効率化により、持続可能な行政組織へと再編すると、目的とすると述べております。4年ごとに組織再編が行われ、市長は今回の定例会において、市政運営の基本方針で義務的経費が50%を切ったが依然と高い割合を占めていることを報告しております。部長職が増えることは当然義務的経費が増えることとなりますし、部が4年ごとになるよりは市民に戸惑いを与えることとなるため、本議案には反対といたします。議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第2号の討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） 議案第4号消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する

条例制定については、反対ですので討論を行います。

この議案は、公民館や体育館などの公共施設の使用料を消費税の増税に合わせて引き上げるとしているものです。提案されている議案には32ありますが、消費税が5%となってきている現在まで消費税を納めてこなかったところでは、消費税法でも、公共施設の使用料など一般会計で扱うものには消費税の納税は発生しないとしています。消費税を納めなくてもいいのにもかかわらず利用料などを引き上げるのは、納得がいきません。白瀬南極探検隊記念館とフェライト子ども科学館、これらの入館料は、今回はこれまでどおりとなっています。ですから、一般会計に関する会計では考え方次第で消費税の引き上げはしなくともいいのです。もともと公民館や体育館などの公共施設は、光熱水費や維持管理費などがかかりますが、それを利用料で全てを賄うというような仕組みにはなっていないものです。今回の利用料等の引き上げで市の公共施設等が収入をどのくらい増やすかというと、当局の答弁では年間で、仁賀保地区にある働く婦人の家で5,000円、勤労青少年ホームで3万4,000円、老人福祉センターで1,000円などで、31施設等の合計でも78万7,000円の当局では増収、増える収入とみているとしています。これだけ利用者が負担を増やすということですが、市としてこの分の増収がどうしても必要なのでしょうか。疑問が募るばかりです。市民の皆さんは、年金の減額や非正規労働者が増えるなどで収入は少なく、電気料や灯油、生活に必要な物価の上昇、医療費などの負担増で苦労しています。そして、4月から所得の低い人ほど負担率の大きい逆進性の強い消費税の増税が実施されると、ますます暮らしにくくなり、中小企業も運営に大変です。このような状況下でのこの利用料等の引き上げには、市として市民の負担をできるだけ抑えようという心が感じられません。まさしく便乗値上げではありませんか。この消費税の増税に合わせた本議案にある施設などの利用料金引き上げは、やめるべきだと考えます。これからでも遅くありません。次の議会当たりでは引き上げを廃止して議案を出すように提案して、反対の討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 にかほ市社会教育施設整備基金条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市漁港管理条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の

報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第10号の討論を終わります。

議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。

暫時休憩します。

午後4時04分 休 憩

午後4時04分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号に異議がありましたので、議案第11号は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 象潟ねむの丘条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第12号の討論を終わります。

議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第13号の討論を終わります。

議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第14号の討論を終わります。

【「議長、14号の起立採決を求めます。」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議がありましたので、議案第14号は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号にかほ市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第15号の討論を終わります。

議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第16号の討論を終わります。

議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第17号の討論を終わります。

議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第18号の討論を終わります。

議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第19号の討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成25年度にかほ市ガス事業会計資本金の額の減少についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第22号の討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成25年度にかほ市水道事業会計資本金の額の減少についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第23号の討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第24号の討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第26号の討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第28号の討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第29号の討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第30号の討論を終わります。

議案第30号を採決します。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第31号の討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第32号の討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第32号は、委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第33号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第33号の討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

た。

次に、議案第34号平成25年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第34号の討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） 議案第36号平成26年度にかほ市一般会計予算について、反対の討論を行います。

来年度予算には、中学生の医療費無料化、熱回収施設建設工事費、住宅リフォームへの助成、スクールバス停留所の工事、学校生活サポート事業、地域要望実現の事業費等々、市民のためになるもの、必要なものがほとんど挙げられており、この面では賛成です。しかし、安倍政権による消費税の増税の影響を受けている予算になっていることについては、賛成できません。

議案第4号などにある消費税がかからない公共施設の使用料等を消費税の増税に合わせて引き上げていることについては、これは認めることができません。このほか、公共施設の維持管理費や光熱水費、物品購入等、全てに消費税がかかり、市の予算もこのことを加味しなくてはならなくなっています。多額な費用がかかる熱回収施設建設などには消費税の影響が重くのしかかってきます。これは市民の負担につながるものです。しかし、これは市の直接の責任ではありません。また、消費税の増税の影響を大きく受ける所得の低い人に対する臨時福祉給付金9,587万円があります。このことだけ見ると良さそうですけれども、これ以上に全てのものに消費税がかかることを考えれば、消費税を上げなければこのような給付はする必要がなかったものです。政府が消費税を増税すれば

悪い影響が広がるということをも認めた上での給付制の施策で、消費税の増税がなければこれはやらなくてもいいものなのです。この給付も市の責任ではないということを示し添えます。

商工会の補助金、入札除外の問題があることについても、市の姿勢に関する重大問題なので取り上げます。

市長は3月4日の全員協議会で、騒がせたことは申しわけない、こういうことを今後ないように努めてまいりますので御理解をと述べました。しかし、その後の新聞インタビューなどでは、自分のやったことは信念でやったとか、相手からの批判に対応したとしています。何を今後ないようにするのか疑問に思います。商工会の補助金削減問題について市長は、こういう形をつくったのは私ではない、商工会の副会長や理事会と述べています。しかし補助金について例年のように協議していれば、何も問題にならなかったのです。これまで市政に対する商工会会長の批判があったことは分かります。しかし、市長選挙で商工会長が対立候補の後援会長をして批判をしたとして、商工会全体に影響する補助金削減に動いたとしか考えられません。市政に対する批判に対しては、正面から対応すべきです。理解を得られない場合や意見が平行線をたどる場合は、政策の実践、事実の積み重ね、それらの継続の中で時間をかけて理解を図るべきです。今回のように選挙戦での批判を根に持って、報復としか見えないこそくな補助金削減の動きは、財政権を握る市のトップとしてやるべきではなかったと思います。このことは商工会員の心に傷をつけたことになるのではないのでしょうか。

入札指名除外の問題についても、市長は私の信念でやったと報道されていますが、とんでもないことです。選挙でのことは選挙で、政策について言論で戦うものです。間違った政策で批判されたといって、候補者ばかりか直接かかわりのない会社まで報復の対象とするのは異常としか思われません。政策でなく、批判をした人にとどまらず、所属する会社まで個人的な感情で責任をとらせるということは、あってはならないことです。一候補者として争ったことを今度は当選した市長としての権限を使って、異議申し立ての手段もない一会社への市長の処罰は、どこから見ても間違っていたとしか思えません。横山市長は、批判や反対意見を嫌うようですけれども、批判や反対されているのは方針や施策などの特定の事項であって、提案した人を人格を丸ごと批判しているのではないとの認識と自覚が不足しているのではないのでしょうか。批判者の人格にまで及ぶのは間違いだと思います。誰でも批判や反対されることは気持ちのいいものではありません。しかし、論争に区切りがつけば、一段落すれば、互いの人格は尊重するというのがこの政治の世界でも大事にされなければなりません。

今回の問題は、批判や反対されることをその事項にとどまらず、その人、人格全てに拡大し受けとめ、論争とは全く違った場面の中で反撃したところにあると思います。かつて象潟での町長選挙後、役場内にある土地改良区の事務所を役場から追い出したという話も聞きました。土地改良区に町長選で反対派がいるからとのことで、選挙後の報復が当たり前のように行われていたのです。こういう、そういう職場に長く勤務してそういう空気に浸り、悪いと思ってこなかった異常な伝統と歴史が職場内にあったのではないかと考えられます。それを現在の市長も肯定し引き継いでいるとしたら、即刻改めなければなりません。

今回の件で、にかほ市の政治と行政の後進性を市内外に知りしめ、驚き、あきれられました。に

かほ市の信頼は著しく低下しました。市民にとっては、はた迷惑なことで、市長の責任はこの面でも重大です。市の行政は、市長の提案等に批判や反対されたら、反対した職員を左遷や排除することも当然行っているのではないかと見られたのではないかと思います。大変心配しています。市長のワンマン体制があるのではないかと受けとめた県民は少なくないと思うのです。今回のやり方は、横山市長が中心になってつくった自治基本条例の、市長は公正で民主的な市政運営を行うということに反するのではないのでしょうか。

私は今回の問題を、市長選挙での報復であり、にかほ市とにかほ市民の名誉と品位を傷つけたことになると考えます。そこで私は、市長として次のことをやるべきだと要求します。

一つ目は、入札を除外した会社と商工会に対して、市長としてやるべきでなかったと直接謝罪し、入札からの除外を一日も早く取り消すこと。

二つ目は、今後こうしたことは絶対にやらないという市長の謝罪文を市の広報に掲載し、各種会議でも謝罪、説明することです。

以上で、少しこの面の討議が長くなりましたが市長に対する要求も含めて、第36号議案の反対討論を終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第38号の討論を終わります。

議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。

【「起立採決を求めます。」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 今、討論ですから。討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。

異議がありましたので、議案第39号は起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第40号の討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第41号の討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

所要のため、40分まで休憩といたします。

午後4時30分 休 憩

午後4時39分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第42号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第42号の討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成26年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第43号の討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成26年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第44号の討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第45号の討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第46号の討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号にかほ市熱回収施設等建設工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第47号の討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第50号の討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第51号の討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号財産の取得についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第52号の討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第53号の討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号特定秘密保護法案の廃止を求める意見書の提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 討論します。

●議長（佐藤文昭君） ちょっと待て。暫時休憩します。

午後4時45分 休 憩

午後4時46分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論ありの発言がありますので、初めに原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。14番竹内賢議員。

【14番（竹内賢君）登壇】

●14番（竹内賢君） 特定秘密保護法廃止を求める陳情に賛成の立場で討論に参加をします。

この法律は、日本が過去に誤った政治により戦争を引き起こし、国民310万人、アジアの人々2,000万人が死んだ戦争を反省してつくられた現在の日本国憲法、その根本は国民主権、基本的人権、平和主義のこの原則があります。この特定秘密保護法は、この基本原則を根本からないがしろにするものだと思います。

第一次安倍内閣は、教育基本法を改悪し、国旗及び国歌に関する法律を制定し、憲法を改悪するための国民投票法を制定しました。そして、今の第二次安倍内閣は、戦争をしないと誓った憲法を壊すために私的懇談会を次々とつくり、自分の考え方と同じ人間を委員に送り込みました。教育の中立性を危うくする教育委員会制度の改正や道徳教育の教科化、教科書検定制の改悪、教員の研修の強制、武器輸出3原則の骨抜きなど、そして軍事費の増大を招いております。アメリカの戦争に荷担するための集団的自衛権の解禁等々、戦争をする国づくりをしていると思います。

この法律をつくる自民党の中枢にいた人が、市民が意見表明をするためにデモをすることにテロと言う政治家もいました。また、国歌を強制しないと国会で答弁しながら厳罰化している現状にあります。この法律については、多くの世論調査も反対が多数でした。その中で強行に強行を重ねてつくられた法律であることを国民は知っていると思います。

この法律については、戦前の治安維持法を思い出させます。最初は国民の不安を払拭すると言いながら、施行されると次々と観点より拡大され、言論と人権を弾圧して戦争に突き進んだ歴史があります。私は国家総動員法がつくられた年に生まれました。この特定秘密保護法は、報道の自由と国民の知る権利が失われる法律だと思います。見ざる、言わざる、聞かざるの息苦しい自由がない社会にしたいはありません。今、私たちに必要なことは想像力だと思います。

よって、この特定秘密保護法を廃止するための陳情に賛成します。

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） 前の同僚議員と同じに、この陳情第1号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める陳情、これはぜひ取り上げて国に意見書を送ってもらいたい。これは第2号もほとんど同じ内容になっていますので重なると思います。

同僚議員は基本的なことを話しましたので、私は部分的な話を討論したいと思います。

まず皆さん、こういう法律を国民がぜひつくってくれというふうに願ってつくられたものでしょうか。誰もそうだというふうには言われない状況ではないでしょうか。今同僚議員が言ったように安倍政権は、戦争する国、戦争するアメリカと一緒に海外でも戦争する国へどんどん日本を持っていくというふうにしております。そのために憲法を変えたくてしょうがないんですが、96条に手をつけてちょっと批判が多いということで、今度は集団的自衛権を閣議の中で解釈憲法でやっていくと、こういうふうにあらゆる手を使っています。それから、NHKの人事でも教育再生会議でも、自分の気に入る、自分と同じような考えを持っている人を集めて、そしてあらゆる方向から日

本を戦争する国にしていききたいと。これは靖国神社、かつての戦争は間違いではなかった、侵略戦争ではないと肯定するような遊就館という館をそばに持っている靖国神社への参拝や、あるいは従軍慰安婦問題などについても特別な考えを持っている安倍首相ですから、同盟国であるアメリカからも靖国神社参拝などは失望などと言われております。こういう中で出されてきている特定秘密保護法は、この秘密の範囲というのが政府が勝手に決めると、これがまず問題で、何が秘密か分からない。それから、国民の知る権利や報道の自由を奪う。そして、違反したら最高で10年の懲役にすると。特定秘密というだけで国会の立法権や国政の調査権を制限してしまう。このような問題を抱えております。近年では珍しいことなのですが、この法案にテレビのキャスター、例えば田原総一朗さんなどもまとまって、この法案が成立すると取材、報道の自由は著しく制限され、ひいては国民の知る権利が大きく侵害されることになりかねないという反対に立ち上がっています。このような法案を今通して、それを実行させていくということは将来に禍根を残すのではないかというふうに思いますので、委員会では賛成が少数だったようですが本会議場では賛成が多数になるように皆さんに要望して、賛成の討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

会議時間延長の報告をします。本日の会議時間は午後5時に終わる予定でございますけれども、会議延長したいと思います。よろしくお願ひします。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第2号特定秘密保護法の廃止を求める陳情について申し上げます。

陳情第1号の採決で既に同じ内容の陳情が不採択とされておりますので、陳情第2号特定秘密保護法の廃止を求める陳情は不採択とみなします。

次に、陳情第3号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第3号の討論を終わります。

陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第4号の討論を終わります。

陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号手話言語法制定を求める意見書を提出する陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第5号の討論を終わります。

陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第57、議提第2号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第2号について、15番加藤照美議員の説明を求めます。15番加藤照美議員。

【15番（加藤照美君）登壇】

●15番（加藤照美君） それでは、議第2号です。地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書であります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月19日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員加藤照美、賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく佐々木正明、同じく竹内賢、同じく菊地衛であります。

内容については御一読してください。

提出先は、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、消費者庁長官であります。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号の質疑を終わります。

これから議提第2号の討論・採決を行います。

議提第2号について討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第2号の討論を終わります。

次に、議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第58、議提第3号手話言語法（仮称）制定に関する意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第3号について、18番齋藤修市議員の説明を求めます。18番齋藤修市議員。

【18番（齋藤修市君）登壇】

●18番（齋藤修市君） 議提第3号手話言語法（仮称）制定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年3月24日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員齋藤修市、同じく飯尾明芳、同じく村上次郎、同じく伊藤温子、同じく伊藤知、同じく池田甚一。

提案の内容は別紙のとおりでございますが、この記述されていることを朗読いたします。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供などが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することにあります。

提出先は記述のとおりであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号の質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議提第3号について討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第3号の討論を終わります。

議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第59、議提第4号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第4号について、10番市川雄次議員の説明を求めます。10番市川雄次議員。

【10番（市川雄次君）登壇】

●10番（市川雄次君） 議提第4号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書です。
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年3月20日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員市川雄次、賛成者、にかほ市議会議員宮崎信一、同じく佐々木弘志、同じく鈴木敏男、同じく佐藤元、同じく小川正文。以上です。

内容については御一読いただいておりますので、ここでは省略させていただきます。

提出先ですが、内閣総理大臣と厚生労働大臣の2名でございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。議提第4号の質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議提第4号についての討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第4号の討論を終わります。

議提第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第4号は、原案のとおり可決されました。
日程第60、議提第5号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第5号について、17番佐藤元議員の説明を求めます。17番佐藤元議員。

【17番（佐藤元君）登壇】

●17番（佐藤元君） 議提第5号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月24日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐藤元、賛成者、にかほ市議会議員村上次郎、同じく鈴木敏男、同じく池田甚一、同じく加藤照美、同じく齋藤修市。

この改正する条例の内容につきましては、先ほどの全員協議会でも意見のやりとりしたわけですが、それに沿って最終的には規則も含め要綱等については改正後に協議をして決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 本案は、申し合わせにより質疑・討論を省略して直ちに採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第61、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その

条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今回の私の行動、行為等について、市政並びに市議会を混乱させました。そしてまた、市民の皆様方には御心配と行政に対する不信感を与えたことに深くお詫びを申し上げます。また、今日の本会議で、市議会の問責議決、あるいは議案第36号の平成26年度一般会計予算の反対討論の中で村上議員からお話のありましたことも真摯に受けとめながら、これからのにかほ市の発展のために全力を傾注してまいりたい。特に大きな課題であります雇用情勢、これを少しでも前に進むことができるように全力を傾注してまいりますので、格別の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

改めて市民の皆様方、市議会の議員の皆様方に心からお詫びを申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） 以上で本日の会議を閉じます。

平成26年第2回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも大変御苦勞さまでございました。

午後5時09分 閉 会